

# 2023 J1昇格プレーオフ試合実施要項

## 第1条 [趣旨]

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第5号に定める公式試合として、明治安田生命J1リーグ（以下「J1」という）に昇格する明治安田生命J2リーグ（以下「J2」という）のクラブ（以下「J2クラブ」という）を決定するための「2023 J1昇格プレーオフ」（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2023 明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

## 第2条 [本大会の目的]

- (1) 本大会は規約第19条の2に定める出場資格を満たすJ2クラブが参加して行う。
- (2) 本大会により、J1に昇格するJ2クラブを決定する。

## 第3条 [本大会の方式]

- (1) 本大会はトーナメント方式により、準決勝および決勝をそれぞれ1試合で行うものとし、その詳細は以下の定めに従う。
  - ① 準決勝の組み合わせはJ2年間順位3位クラブ対同6位クラブ、同4位クラブ対同5位クラブとし、準決勝の勝者同士が決勝を行う
  - ② 各試合のホームクラブはJ2年間順位が上位のクラブとする
  - ③ 決勝の勝者が本大会優勝クラブとなる
- (2) J2年間順位3位から6位のJ2クラブのうち、出場資格を満たすクラブが3クラブのみである場合、前項に定める準決勝の組み合わせは、当該3クラブのうち、J2年間順位の下位2クラブとし、残った1クラブは準決勝を行わず、決勝から参加する。
- (3) J2年間順位3位から6位のうち、出場資格を満たすのが2クラブのみである場合、準決勝は行わず、出場するJ2クラブは決勝から参加する。
- (4) J2年間順位3位から6位のうち、出場資格を満たすのが1クラブのみである場合、当該J2クラブが自動的に本大会優勝クラブとなる。
- (5) 前4項の定めにかかわらず、J2における年間順位上位2クラブがいずれもJ1クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、本大会は以下の定めに従い実施する。
  - ① 本大会の出場資格を満たすクラブが4クラブである場合、準決勝の勝者2クラブがJ1に昇格する
  - ② 本大会の出場資格を満たすクラブが3クラブである場合、当該3クラブのうち、J2年間順位の下位2クラブ間で試合を行い、その勝者と残りの1クラブがJ1に昇格する
  - ③ 本大会の出場資格を満たすクラブが2クラブである場合、当該2クラブがJ1に昇格する
- (6) 上記に定めのない事態が生じた場合の取扱いについては、別途理事会で定める。

#### 第4条 [試合の主催等]

- (1) 本大会のすべての試合は公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、本大会のすべての試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

#### 第5条 [エントリー]

双方のチームは、規約第62条第2項第2号に定めるエントリーランク人数として、各試合において、トップチーム登録の選手15名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が2名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が13名以上とする。2種トップ可および特別指定選手は含まない）およびチームスタッフ2名以上（コーチングスタッフ（監督、ヘッドコーチ、コーチおよびゴールキーパーコーチ）1名以上かつメディカルスタッフ（ドクター、トレーナー、マッサーおよびフィジオセラピスト）1名以上とする）をエントリーしなければならない。なお、選手については18名、チームスタッフについては7名を1チームあたりのエントリー可能者の上限人数とする。

#### 第6条 [試合の勝敗の決定]

- (1) 本大会のすべての試合は90分間（前後半各45分）とする。
- (2) 90分間で勝敗が決定しなかった場合は、J2年間順位が上位のJ2クラブを勝者とする。

#### 第7条 [中止試合のみなし開催]

Jリーグ規約第64条の定めにかかわらず、本大会の準決勝および決勝について、Jリーグ規約第63条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合における当該試合の取り扱いについては、以下に定める通りとする。

- ① 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により中止となった場合  
J2年間順位が上位のJ2クラブを勝者とする
- ② 一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合  
その帰責性あるチームが敗戦（帰責性のないチームが勝利）
- ③ 双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合  
J2年間順位が上位のJ2クラブを勝者とする

#### 第8条 [広告看板等の設置]

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ：天地 900mm × 左右 15,000mm  
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置に冠パートナー等が広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ：天地 900mm × 左右 6,000mm  
枚数：最大18枚

## 第9条〔手当等〕

(1) 審判員の手当等は以下のとおりとする。

手当 :

主審	副審・追加副審	第4の審判員
60,000円	30,000円	13,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当では、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審 : 130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審 : 80,000円

交通費・宿泊費 : Jリーグの「旅費規程」による。

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかつた場合または試合が開始されなかつた場合、手当では支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当の支払いは、次のとおりとする。
  - イ. 試合途中から手当の額の少ない職務についていた場合、職務が果たせなくなつた場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当を支払う

手当 :

主審	副審・追加副審	第4の審判員
35,000円	20,000円	8,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当では、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審 : 75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審 : 45,000円

ロ. 試合途中から手当の額の多い職務についていた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当を支払う

## 第10条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分(当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する)を加えて入場料収入を算定するものとする。

**第 11 条〔遠征経費〕**

ビジターカラブのチーム遠征に要する交通費・宿泊費は、「旅費規程」第 2 条に基づき Jリーグが負担する。

**第 12 条〔改 正〕**

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。